

財政援助団体等監査結果に関する報告

第1 監査の対象

次のとおりである。

1 ヤマハ株式会社(財政援助団体監査)
・ 監査対象負担金 国際管楽器アカデミー&フェスティバル開催事業負担金 (平成 29 年度分)
・ 負担金の所管課 市民部 創造都市・文化振興課
2 三遠南信ふるさと歌舞伎交流実行委員会(財政援助団体監査)
・ 監査対象負担金 三遠南信ふるさと歌舞伎交流浜松大会負担金(平成 29 年度分)
・ 負担金の所管課 市民部 文化財課
3 遠州鉄道株式会社(財政援助団体監査)
・ 監査対象補助金 公共交通活性化・利用促進事業補助金(西ヶ崎駅・小林駅)
・ 補助金の所管課 都市整備部 交通政策課
4 一般財団法人浜松市清掃公社(出資団体監査)
・ 市の出資比率 50.0%
・ 団体の所管課 環境部 ごみ減量推進課
5 公益財団法人浜松市花みどり振興財団(出資団体監査)
・ 市の出資比率 100.0%
・ 団体の所管課 都市整備部 緑政課
6 浜松・浜北・雄踏斎場サークルライン(公の施設の指定管理者監査)
・ 公の施設 浜松市浜松斎場、浜松市浜北斎場、浜松市雄踏斎場
・ 施設の所管課 市民部 市民生活課

第2 監査の範囲

- 1 財政援助団体については、平成 29 年度に執行された本市からの負担金及び補助金の交付に係る出納その他の事務について監査を実施した。
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。
- 2 出資団体については、平成 29 年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。
- 3 公の施設の指定管理者については、主に平成 29 年度及び平成 30 年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

第3 監査の期間

平成 30 年 8 月 1 日から同年 11 月 19 日まで

第4 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務が適正に執行されているかについて、団体ごとに設定した着眼点に基づき、関係書類を抽出により監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

第5 監査の結果等

1 ヤマハ株式会社(財政援助団体監査)

(1) 負担金の概要

負担金名	国際管楽器アカデミー&フェスティバル開催事業負担金(平成29年度分)
所管課	市民部 創造都市・文化振興課
交付団体の所在地	浜松市中区中沢町10番1号
負担金の目的	音楽のまちづくりに資するため、世界や全国で活躍できる人材の育成及び市民へ音楽分野に関する生涯学習の機会と情報を提供することを目的に、様々なセミナー等を開催し、市民文化の向上と地域社会の活性化を目指す。
負担金負担対象	国際管楽器アカデミー&フェスティバル開催事業のために必要な経費
負担金額	10,000,000円

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

2 三遠南信ふるさと歌舞伎交流実行委員会(財政援助団体監査)

(1) 負担金の概要

負担金名	三遠南信ふるさと歌舞伎交流浜松大会負担金(平成29年度分)
所管課	市民部 文化財課
負担団体の所在地	浜松市中区元城町103番地の2(文化財課内)
負担金の目的	・三遠南信地域に残る地芝居の大会の開催を通し、情報交換、相互協力を深め伝統芸能の保存継承と文化的遺産に対する意識高揚を図るとともに、三遠南信地域の文化交流の促進を図る。 ・「浜松市民俗芸能の継承及び振興に関する条例」に基づき、心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する。
負担金負担対象	三遠南信ふるさと歌舞伎交流浜松大会開催に係る経費
負担金額	2,300,000円

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

3 遠州鉄道株式会社(財政援助団体監査)

(1) 補助金の概要

補助金名	公共交通活性化・利用促進事業補助金(西ヶ崎駅・小林駅)
所管課	都市整備部 交通政策課
交付団体の所在地	浜松市中区旭町 12 番地の 1
補助金の目的	交通事業者等が行う公共交通への乗継・待合環境の整備及び利用促進事業に要する経費の一部を補助することにより、地域交通の利便性確保と活性化を図る。
補助金交付対象	バス停や鉄道駅周辺に待合・乗継環境の向上のために実施する施設整備に要する経費(用地取得費は除く)
補助金額	西ヶ崎駅 3,000,000 円 小林駅 3,000,000 円
補助率	当該事業に要する経費に 2 分の 1 を乗じて得た額以内で、1 件につき 300 万円を上限とする。ただし、国補助対象事業の場合は国庫補助金額を上限とする。

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

4 一般財団法人浜松市清掃公社(出資団体監査)

(1) 団体の概要

設立	昭和 44 年 4 月 1 日
所管課	環境部 ごみ減量推進課
設立目的	環境衛生の向上及び環境保全に関する事業を行い、市民の快適な生活に寄与する。
事務所の所在地	浜松市中区花川町 114 番地
組織 (平成 30 年 3 月 31 日現在)	ア 役員等 15 人(理事長1人、常務理事1人、理事3人、監事2人、評議員8人) イ 職員 52 人
主な事業	ア し尿の収集及び運搬業務 イ 浄化槽の清掃、汚泥収集及び運搬業務 ウ 浄化槽の維持管理業務 エ 平和清掃事業所破砕処理センター破砕物運搬業務(受託業務)
市との関係	出えん金 5,000,000 円(出資比率 50.0%)

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

5 公益財団法人浜松市花みどり振興財団(出資団体監査)

(1) 団体の概要

設 立	昭和 44 年 10 月 27 日
所 管 課	都市整備部 緑政課
設 立 目 的	花き類の栽培や展示等の事業を通して、花みどりの普及と情操教育の場の提供に努めるとともに、園芸文化の創造とその情報を発信することにより、周辺の地域振興を図る団体として市民・地域の生活に潤いと安らぎを与え、地域社会の活性化に資する。
事務所の所在地	浜松市西区館山寺町 195 番地
組 織 (平成 30 年 3 月 3 1 日 現 在)	ア 役員等 22人(理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事8人、監事2人、評議員9人) イ 職 員 26人
主 な 事 業	ア 花き類の栽培展示、栽培技術指導及び優良種苗の生産配布による園芸文化の普及と情操教育の推進に関する事業 イ 地方公共団体が設置する公の施設の管理運営その他の業務の受託に関する事業 ウ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
市 と の 関 係	出えん金 55,000,000 円(出資比率 100%)

(2) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

6 浜松・浜北・雄踏斎場サークルライン(公の施設の指定管理者監査)

(1) 指定管理者の所在地

浜松市東区和田町 708 番地の 1

(2) 指定管理業務の概要

施設名	浜松市浜松斎場、浜松市浜北斎場、浜松市雄踏斎場
所管課	市民部 市民生活課
所在地	ア 浜松市浜松斎場 浜松市中区中沢町 47 番 1 号 イ 浜松市浜北斎場 浜松市浜北区宮口 4831 番地の 170 ウ 浜松市雄踏斎場 浜松市西区雄踏町宇布見 6098 番地の 3
施設の概要	ア 浜松市浜松斎場 斎場棟…鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 3 階建 火葬棟…鉄筋コンクリート造 平屋建 イ 浜松市浜北斎場 鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 2 階建 ウ 浜松市雄踏斎場 鉄筋コンクリート造 平屋建(一部鉄骨造 2 階建)
指定期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
指定管理料	147,915,998 円(平成 29 年度) 147,915,998 円(平成 30 年度)
利用料金制	未導入
指定管理者の主な業務	ア 利用許可に関する業務 イ 火葬名簿ほかの作成 ウ 使用料徴収業務(徴収業務委託) エ 火葬等に関する業務 オ 施設の維持管理に関する業務 カ 施設の運営に関する業務

(3) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。